

災害派遣の待機時における給食について

昭和 36 年 12 月 20 日
陸幕 1 電第 428 号

改正 平成 2 年 9 月 27 日陸幕法第 144 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号

(例規 94)

災害派遣の待機時における給食について

災害派遣の待機時における給食については、部隊において各種の疑義があったが、今後次のように処置されたい。部隊等が正式に災害派遣の待機を命ぜられた場合、待機を命ぜられた隊員に対する給食の取扱いについては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第 14 条第 2 項第 2 号の規定による災害派遣の一環として必要最少限度の食事を無料で支給することができる。

なお、実施に当たっては、予算上の制約もあるので給食者の範囲は厳に必要やむを得ないものに止められたい。